

**住所異動の届出はお済みですか**

春はお引越しの季節です。住所を変えるときには、届出が必要で、次のものをお持ちになり、役場窓口へ届けてください。

なお、届出には届出人の認印、および本人確認のための運転免許証、または健康保険証などが必要です。また、本人または本人と同一世帯以外の方が届出をする場合には、委任状などが必要になります。

**◆転出**

黒潮町から他の市町村に住所を移すときは、引越するまでに届出をしてください。

**【届出に必要なもの】**

- 転出予定日
- 転出先の住所
- ※ 次のものをお持ちになっている方は、ご提示ください。
  - 印鑑登録証
  - 国民年金手帳
  - 国民健康保険被保険者証
  - 介護保険被保険者証
  - 後期高齢者医療被保険者証
  - 住民基本台帳カード

**◆転入**

他の市町村から黒潮町に住所を移すときは、住み始めてから14日以内に届出をしてください。

**【届出に必要なもの】**

- 前住所地の市町村役場が発行した転出証明書
- ※ 次のものをお持ちになっている方は、ご提示ください。
  - 国民年金手帳
  - 介護保険受給資格証明書
  - 障がい者手帳

**◆転居**

町内で住所を移すときは、引越ししてから14日以内に届出をしてください。

※ 次のものをお持ちの方は、ご提示ください。

- 国民年金手帳
- 国民健康保険被保険者証
- 介護保険被保険者証
- 後期高齢者医療被保険者証
- 障がい者手帳
- 住民基本台帳カード

**【問】 本庁 住民課 住基戸籍係**

☎ 43-2800 (直通)  
 佐賀支所 地域住民課  
 総合窓口第2係  
 ☎ 55-3701 (直通)

**犬の登録など手続きについて**

狂犬病予防法により義務づけられている項目

**◆登録**

生後91日以上の子犬は市町村への登録が義務づけられています。

**◆死亡**

登録市町村への届出が必要です。

**◆転入・転出・転居**

転入先の市町村への届出が必要です。

犬の死亡や転入・転出の届出がないと、いつまでも台帳に登録されたままとなり、お知らせのお手紙などを送付してしまいますので、必ず届け出るようにしてください。また、転居の際にも連絡をお願いします。

**【問】 本庁 住民課 環境保全係**

☎ 43-2800 (直通)  
 佐賀支所 地域住民課  
 総合窓口第1係  
 ☎ 55-3113 (直通)

**小形充電式電池の処分方法**

黒潮町では、乾電池は家庭ごみとして、幡多クリーンセンターで処理しています。

デジタルカメラ、ポータブルDVDプレイヤー、携帯電話、ノートパソコンなどに使用されている充電可能な電池は、乾電池ではなく「小形充電式電池」です。

他県において、家庭ごみの中に混ざっていた小形充電式電池が原因で出火した火災事故が報告されています。

小形充電式電池は、最寄りの「リサイクル協力店」をお持ちいただき、絶縁して「小形充電式電池リサイクルBOX」に入れるか、機器（携帯電話、ノートパソコンなど）と一緒に回収する仕組みをご利用ください。

**【問】 一般社団法人 JBR C**

☎ 03-6403-5673  
 黒潮町役場 住民課  
 環境保全係  
 ☎ 43-2800 (直通)

